

議案第七十二号

三朝町税条例の一部改正について

次のとおり三朝町税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成元年六月二十日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平 成元年六月貳拾壹日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第五十六条中「令第四十九条の九」を「令第四十九条の十」に改める。

第三百三十一条第五項中「保留地予定地」を「保留地予定地等」に、「保留地予定地である土地について使用し、又は」を「保留地予定地等である土地について使用し、若しくは」に、「取得する当該保留地予定地」を「取得する当該保留地予定地等」に改め、「締結されたとき」の下に「又は同日の翌日に土地区画整理組合の参加組合員が取得する当該保留地予定地等である土地について当該参加組合員が使用し、若しくは収益することができることを目的とする契約が締結されたとき」を加え、「当該契約」を「それらの契約」に、「当該保留地予定地である土地の取得」を「それらの保留地予定地等である土地の取得」に、「みなし、当該保留地予定地」を「みなし、それらの保留地予定地等」に改める。

附則第十六条第三項中「昭和六十二年運輸省令第三号」を「道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（昭和六十二年運輸省令第三号）第三条の規定」に改め、「改正後の道路運送車両の保安基準」の下に「（昭和二十六年運輸省令第六十七号）」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第二条 改正後の三朝町税条例(以下「新条例」という。)第五十六条の規定は、平成元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和六十三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第三条 新条例第三百三十一条第五項の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、平成元年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、昭和六十三年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新条例第三百三十一条第五項の規定(土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、昭和六十三年十一月十五日以後にされる土地の取得に対して課する特別土地保有税について適用し、同日前にされた土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(三朝町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 三朝町税条例の一部を改正する条例(平成元年三朝町条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第三項中「第三十六条の二第一項及び第四項」を「第三十六条の二及び附則第十六条の三第一項第二号」に改める。

附則第三条第二項中「改正後の農用地整備公団法」の下に「(昭和六十三年法律第四十四号)」「を加え、「土地改良事業」を「土地改良事業(農用地整備公団が農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号)により行う同法第十九条第一項第一号イの事業を含む。)」に改め、「農用地整備公団法」を「農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号)」に改める。

附則第四条第二項中「昭和六十三年七月二十三日」を「施行日」に改め、同条第三項中「土地改良事業」を「土地改良事業(農用地整備公団が農用地整備公団法により行う同法第十九条第一項第一号イの事業を含む。)」に改める。